

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（平成29年静岡県告示第758号）の一部を変更するため、静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）第2条の3第4項の規定において準用する同条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該保全地区の指定の変更の案を2週間公衆の縦覧に供する。

なお、同規則第2条の3第3項の規定により、当該保全地区の住民、当該保全地区において屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された当該保全地区の指定の変更の案について、知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月22日

静岡県知事 川勝平太

1 広告景観保全地区の名称

伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区

2 指定の変更の案

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（平成29年静岡県告示第758号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略)</p> <p>なお、上記(1)から(5)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。</p>	<p>2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略) (6) <u>伊豆縦貫自動車道(河津下田道路)のうち、河津インターチェンジ(仮称)から逆川インターチェンジ(仮称)までの区間(トンネルの区間を除く。)</u>の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域</p> <p>なお、上記(1)から(6)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

3 縦覧の場所

静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県下田土木事務所都市計画課（〒415-0016 下田市中531-1）

4 縦覧の期間及び時間

令和4年11月22日から令和4年12月5日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (2) 利害関係人にあつては、利害関係の内容
- (3) 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の指定の変更の案に対する意見

6 意見書の提出期限、提出方法及び提出先

- (1) 提出期限 令和4年12月5日
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 縦覧の場所と同じ